

[事案 28-324] 契約無効等請求

・平成 29 年 9 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

金融機関代理店において、銀行員（募集人）に対し、リスクのある商品は契約しないと伝えていたにもかかわらず、明確な説明なくリスクのある商品を勧められたこと等を理由に、錯誤による契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した積立利率変動型終身保険（豪ドル建）について、以下の理由により、錯誤して契約したものであるから、契約を無効とし、既払込保険料と定期支払金および解約返戻金の合計額との差額を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、リスクを背負うものはやらないと言ったのに、リスクのある商品を提案された。
- (2) 募集人は、リスクに関する部分の説明だけあまり強調せず、わからないような説明をしたため、本契約が外貨建てであり、リスクのある商品であるという認識なく、契約させられた。また、契約時費用として 8%を引かれるという説明が明確ではなかった。
- (3) 契約時の豪ドルのレートは、おすすめのときではなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から「リスクを背負うものはやらない」という発言はなかった。
- (2) 募集人は、120 分程度の十分な時間をとって申立人と面談を行い、設計書・注意喚起情報等を用いて、契約内容を説明している。契約時に契約時費用として 8%の負担があることも繰り返し説明している。
- (3) 契約時の為替レートが、おすすめのときでなかったと断言することはできない。
- (4) 本契約の原資は余裕資金であり、申立人には変額年金保険等の投資経験もある。また、本契約の定期支払金は自由に使うことができるもので、死亡保険金は一時払保険料相当額が豪ドルで保障されている。長期的には、定期支払金累計額と解約返戻金の合計額が支払保険料を上回っていく可能性がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当審査会は、申立人が、本契約が外貨建てで、リスクのある商品であり、契約時費用もかかるとの認識なく、錯誤して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。